厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

第108回厚生科学審議会感染症部会	資料１
2026(令和8)年10月28日	

感染症指定医療機関に求められる役割及び指定基準のあり方について

厚生労働省　健康・生活衛生局　感染症対策部　感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第106回厚生科学審議会感染症部会における主な御意見

事務局より提示した論点

- 感染症指定医療機関の指定基準について、**感染症の発生状況、感染症指定医療機関の現状、患者の診療に当たって求められる能力、医療等の進歩**や**医療体制の変化等**※を踏まえ見直すこととしてはどうか
- 第一種感染症指定医療機関については、制度面からもその体制維持を図るため、以下の論点について検討した上で、指定基準を見直すこととしてはどうか。
  - **全ての第一種感染症指定医療機関で、疑似症及び患者の、受入及び一次診療を確実に行う体制を維持**できるよう、**一類感染症の発生を想定した訓練の実施**や、**定期的に要件の達成状況を確認する仕組み**を、指定基準に設けることとしてはどうか。
  - 一類感染症患者に対する高度医療については、**一部の指定医療機関に集約**し、**都道府県域を超えた地域連携の中で診療体制を構築すること**を明確にするとともに、それらの医療機関については、一類感染症患者の治療に求められるハード・ソフト面の要件を整理した上で、別途基準を設けることとしてはどうか。

※治療薬等の開発、ECMOや腎代替療法等の普及、地域医療構想の推進、新型コロナウイルス感染症対応の経験等

いただいた意見（要約）

- **医療機関の機能分化・配置に関するご意見**

  集約化する方向性には概ね賛同、偏りのない配置が望ましい。負担が集中する医療機関への対応など、現実的には課題も多い。
- **広域搬送や行政との連携に関するご意見**
  - **都道府県域を超える搬送体制**の整備が必要であり、航空輸送や国の役割等に関して制度面の整理が必要。
  - 都道府県と指定医療機関間に限らず、消防・警察や、地衛研、一般医療機関等との**連携を想定した調整や合同訓練**も必要ではないか。
- **診療機能に関する論点：診療能力や検査能力に関するご意見**
  - 重症患者への高度医療の提供には感染症医だけでなく、集中治療に関する高度な技能を有する**多職種の十分な人員等が必要**。
  - **専用検査区画の整備**や、**迅速検査に関する検査体制の確保**とともに、**検体の梱包や検体搬送について**も**訓練**が必要。
- **基準の実効性を担保するための監査や訓練に関するご意見**
  - 指定後も**能力を維持できる仕組み**は必要。医療機関や自治体の負担にも配慮しつつ、**全国的に質を担保**する必要がある。
- **財政面や人材確保等に関するご意見**
  - 負担が集中する医療機関などに対する**財政支援**が求められる。また**リスクコミュニケーションや臨床研究体制の観点**も重要。

「感染症指定医療機関」の考え方の整理（案）

- 第一種及び第二種感染症指定医療機関について、法令上では入院診療が求められる感染症の種別について規定がなされている一方で、各医療機関の指定要件において**診療能力の観点での厳密な区分・整理が含まれていない**ことについて、第106回厚生科学審議会感染症部会において議論されたところ。
- また同部会において、一類感染症患者に対する高度医療については、**一部の感染症指定医療機関に集約**し、都道府県域を超えた地域連携の中で診療体制を構築する方針について提示し、方向性について了承を得た。
- 第二種感染症指定医療機関については、引き続き論点を整理することとしている。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

第三十八条（感染症指定医療機関）

３　感染症指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前二条の規定により都道府県が費用を負担する感染症の患者及び新感染症の所見がある者の医療を担当しなければならない。
４　特定感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、厚生労働大臣が行う指導に従わなければならない。
５　第一種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。
６　第二種感染症指定医療機関は、第三十七条第一項各号に掲げる医療のうち二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

議論の前提

- **特定感染症指定医療機関**、**第一種感染症指定医療機関**においては**二類感染症患者等の受入・診療も求められている**が、各医療機関の指定要件において、二類感染症への対応における役割に基づいて定められたものはない。
- **また、一類及び二類以外の感染症**の中にも、重症化率の高く、診療において専門的な知見や十分な診療能力が求められる疾患（熱帯熱マラリア等）が含まれているが、地域においてその対応が必要とされた場合に**拠点となりうる医療機関は規定されていない**。

- 原則として、**特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関においては、二類感染症の重症例への対応が可能となることを求めてはどうか**。
- 一類及び二類以外の感染症の中で、重症化率の高く診療において専門的な知見や十分な診療能力が求められる疾患（熱帯熱マラリア等）への対応について、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関が地域における重症感染症対応の中核となる機能も期待されるのではないか。

「感染性臨床検体」の考え方の整理（案）

- 第一種感染症指定医療機関における現行の指定要件において、臨床検査に係る要件が設定されているが、当該医療機関内において検査すべき項目や消毒・滅菌に関する具体的な内容については、示されていない。
- 一類感染症が疑われる患者を受入れ・診療することとなる医療機関においては、病原体検査に限らず病態評価のためにも頻回の採血検査などを実施することとなるが、一類感染症と診断された、ないしその疑いがある患者の臨床検体（以下本資料において「感染性臨床検体」という。）の取り扱いについて、明確な整理は示されていない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準
（平成十一年三月十九日厚生省告示第四十三号）（抜粋）

第一 第一種感染症指定医療機関の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

二 次に掲げる設備等を有すること。
1 当該病院で微生物学的検査を迅速に行うことができる設備
2 一類感染症に係る感染性廃棄物を消毒し、又は滅菌することができる設備

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について
（平成19年６月１日付健感発第0601002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（抜粋）

第１　改正の趣旨

改正法は、これまで研究者、施設管理者等の自主性に委ねられていた生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理について、法に基づき適正に行うことを主な目的とするものであること。したがって、直接生物テロに使用されるおそれが低い臨床検体や、法による入院、消毒等の各般の措置が適用される感染症の患者や自然感染動物については、本規制の対象としては想定していないものであること。

議論の前提

- **エボラ出血熱等の一類感染症が疑われる患者に対しては、**発熱等の原因精査にあたってインフルエンザ等の国内における一般的な感染症に限らず、**マラリア等の熱帯地域で流行する熱疾患についても鑑別診断が必要になる**ことが想定される
- **通常の感染症診療の中で実施される病原体検査において、「ウイルス培養」が行われることは想定されない**
（一般的な診療の範囲内において、医療機関が感染症法に基づく「一種病原体等の所有者」となりうることは想定されない）
- 医療機関で実施されるPCR検査等の病原体検査は、検査行程においてウイルスの感染性が失われるため（または病原体が不活化されるため）、**必ずしも病原体等取扱いと同じ水準の封じ込め性能を備えた検査室で実施する必要はない**
- **バイオセーフティ、バイオセキュリティの観点は重要であるが、診断目的でのPCR検査等の、感染性を有する病原体等を用いない検査を第一種感染症指定医療機関等で実施できないとする法的な規制は存在しない**
- **ただし、一類感染症の「確定診断」については、原則としてBSL4施設を有し詳細な病原体解析が実施できるJIHSが引き続き実施する必要がある**

- 特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関においては、実際に患者が発生した際に、検査を実施する際に適切な区域設定や体制を構築できることを前提としつつ、**他の感染症等の鑑別診断も含め、暫定的な診断を目的としたPCR検査等を実施できる体制を構築することが必要ではないか。**
- **実際に診療を行う際に発生する感染性臨床検体（残余検体）については、JIHS等とも連携しつつ、適切に医療機関において処理されることとするべきではないか。**
- 検査機器自体の取り扱いや消毒等については、JIHS等とも連携しつつ、今後マニュアルとして示していくこととしてはどうか。

「感染症病床」の考え方の整理（案）

- 一類感染症に分類される感染症を引き起こす病原体は、ペスト菌を除き「**一種病原体等**」に位置づけられている。入院中の患者から採取された検体は、臨床検体として規制の対象外だが、国民の生命及び健康への影響を防ぐ観点から**厳重な管理が求められる**。
- 二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の病原体のうち、「二種病原体等」に指定されているのはSARSコロナウイルスのみであり、**感染性臨床検体の管理において求められる厳格さは一種病原体等による一類感染症と大きく異なる。**
- 一方で、**感染対策の観点**において、二類感染症の多くは**経気道感染する呼吸器感染症**であり、結核やCOVID-19のように**空気（飛沫核）感染又はエアロゾル感染**により、再生産数が大きい感染症が多く含まれている。

	第二種感染症病床※	特定／第一種感染症病床※
	二類（軽症～中等症）　二類（重症）	二類（軽症～中等症）　二類（重症）　一類（軽症～中等症）　一類（重症）　新感染症（特定感染症病床）
感染性臨床検体管理	二種、三種病原体等管理を参考とした対応が可能な能力	**特定区域内において、一種病原体等管理を参考とした対応が可能な能力**（臨床検体においては、病原体管理規制の対象とはならない）
感染対策	**空気感染対策**	

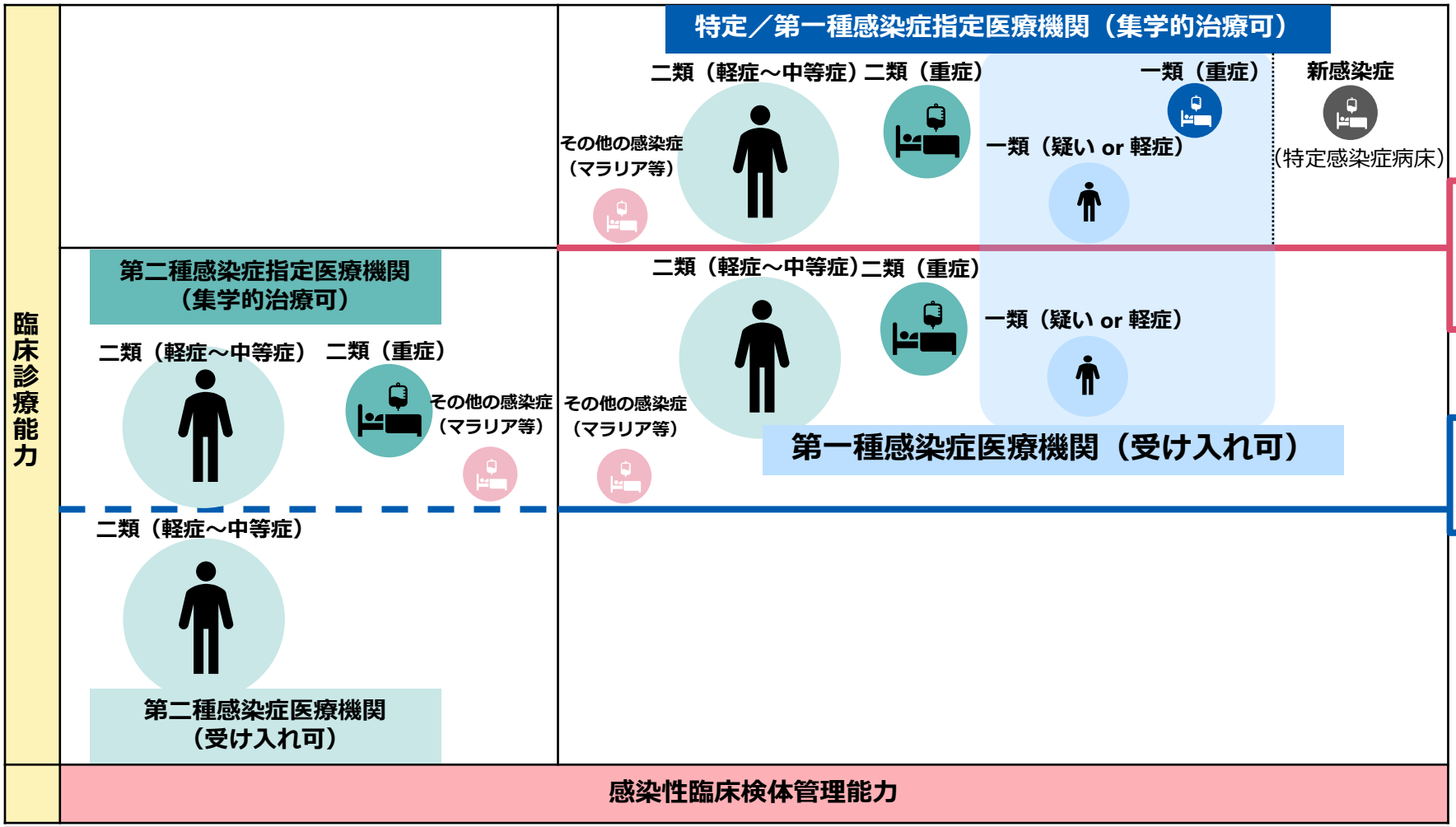
※第一種感染症指定医療機関の感染症病床又は第二種感染症指定医療機関の感染症病床をいう。なお、病床の定義は医療法（下段）に基づく。　図中の円の大きさは推定される患者数規模のイメージ。

- 有事における厳格な感染性臨床検体管理能力は、特定及び第一種指定医療機関に求められることとなり、**バイオセーフティやバイオセキュリティの観点から、**特定区域内における検査や滅菌廃棄の実施体制を含め、**適切な管理体制の下で必要な臨床検査を行えること**が引き続き要件として求められる。
- 陰圧管理等の**空気感染対策については、第二種を含む全ての感染症病床**において実施されることが望ましいのではないか。

（参考）医療法第七条　第二項（抜粋）
2　感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)**第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症**(同法第四十四条の九の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)**の患者**(同法第八条(同法第四十四条の九において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)**並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのもの**をいう。以下同じ。）**

「感染症指定医療機関」の考え方の整理（案）

以下の通り、感染症種別及び患者の状態に応じて、受入・診療を行う感染症指定医療機関の役割を整理してはどうか



“一類感染症”患者に対する病床内での高度医療の可否の差

“感染症”患者に対する高度医療の可否　の差

※上記いずれの感染症指定医療機関においても、感染症病床では、空気感染対策の実施が可能であることが求められる

感染症指定医療機関において求められる役割についての整理（案）

		新感染症	重症 一類	中等症以下 一類	重症 二類	中等症以下 二類	一般医療機関での対応が困難な 三類~五類
特定感染症指定医療機関（病床）		◎	◎	○	◎	△	◎
第一種感染症指定医療機関	高度医療を提供する医療機関（病床）	―	◎	○	◎	△	◎
	上記以外の医療機関（病床）	―	―	◎	◎（○）	△	◎
第二種感染症指定医療機関（病床）		―	―	―	○（◎）	◎	○

◎：主な受入先としての役割を担う
○：受入先としての役割を担う
△：他医療機関での医療の提供が困難な場合、受入及び診療が期待される

・**特定感染症指定医療機関**及び**高度医療が提供可能な第一種感染症指定医療機関**においては、当該病床において「新感染症（特定のみ）」「重症一類感染症」「重症二類感染症」「一般医療機関での対応が困難な三類～五類感染症（熱帯熱マラリア等）」について、主な受入先として収容及び医療の提供が求められる。他方で、上記2種類の医療機関においては、病床の適切な運用の観点から、中等症以下の感染症患者の受入は、可能な限りとする。

・**第一種感染症指定医療機関**は、当該病床において「中等症以下の一類感染症」「重症二類感染症」「一般医療機関での対応が困難な三類～五類感染症」について、主な受け入れ先として収容及び医療の提供が求められる。

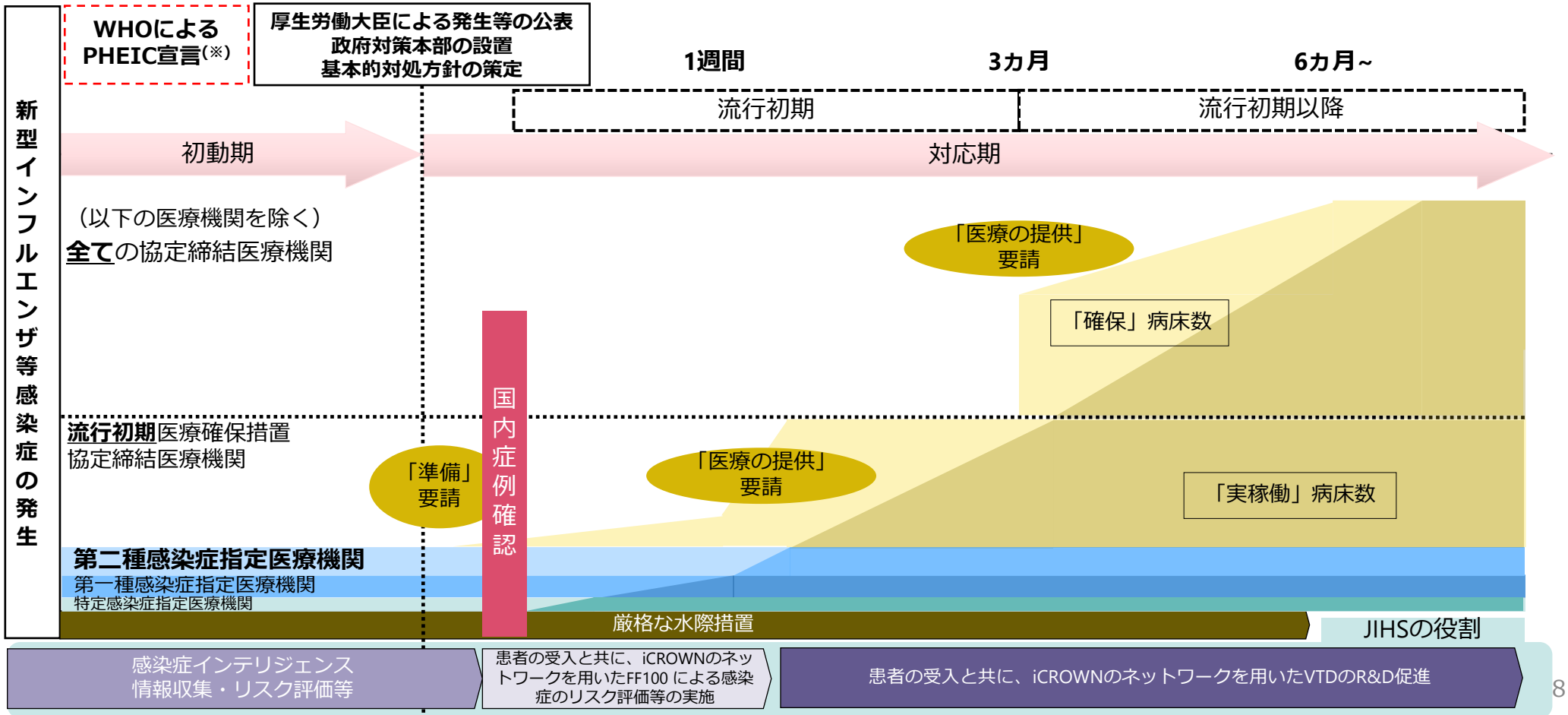
・**第二種感染症指定医療機関**は、「中等症以下の二類感染症」について、主な受け入れ先として収容及び医療の提供が求められる。

上記において、重症な二類感染症患者の受け入れ先については、地域の実情に応じた整理を求めるものとする。

※なお、高度な医療が提供可能な第一種感染症指定医療機関についての都道府県域を超えた在り方の整理や、二類感染症である結核に関する感染症病床としての一体的な運用のあり方について、今後検討を行う予定。

新型インフルエンザ等感染症発生・まん延時における病床運用のイメージ（一例）

- 新型インフルエンザ等感染症発生時の対応として、**まずは特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関**を中心に順次対応する。
- 厚生労働大臣による発生等の公表が行われた後の流行初期の一定期間(３カ月を基本)には、各都道府県知事による判断に基づき「流行初期医療確保措置の対象となる**医療措置協定を締結した医療機関**」も中心に対応する。
- 当該一定期間の経過後は３ヵ月程度を目途に、**順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関**で対応する。



(※)PHEIC; public health emergency of international concern　国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態。厚生労働大臣による発生等の公表と同宣言は前後しうる

感染症指定医療機関の指定基準の見直しに係る論点（案）について

論点（案）

第一種感染症指定医療機関

- 指定要件の見直しにあたっては、これまでの議論を踏まえ、以下の点を中心として具体的な要件を検討することとしてはどうか。
  - バイオセーフティー、バイオセキュリティの観点から、陰圧管理・前室の配置など、感染性臨床検体の適切な扱いが可能となる**厳格な感染性臨床検体の管理体制**を引き続き求める。
  - 広域的な感染症医療の中核として一類感染症に対する高度医療の提供が求められる医療機関については、厳格な感染性臨床検体管理を行いながら集学的治療の実施ができる病床の整備とともに、当該患者に**集中治療を実施できるための十分な診療能力**を求める。
- また上記の議論に加えて、**一類感染症に限らず二類感染症やその他の感染症**（熱帯熱マラリアの重症例等）**への対応における役割**についても整理し、全ての指定医療機関について、**地域の感染症医療の中核的な拠点となることを求める**こととして、要件を検討することとしてはどうか。

第二種感染症指定医療機関

- 二類感染症や新型インフルエンザ等感染症への対応が求められることから、近年の感染症対応の実績等を踏まえ、**感染管理の観点**から、第二種感染症病床においても**空気感染（飛沫核感染）対策が実施可能なことを必須**として要件の検討を図ることとしてはどうか。
- また、第一種感染症指定医療機関と同様に、近年の**医療等の進歩**や**医療体制の変化等**を踏まえて項目の見直しを図るとともに、診療体制の実効性を担保するためにも、定期的な訓練・監査の実施や院内体制の整備等も併せて検討することとしてはどうか。
- さらに、次なる感染症危機において一定数の患者が発生すると想定される**重症二類感染症患者への対応**や、**小児、妊産婦といった特有の背景を持つ患者に対する診療**についても、必要な対応が担保されるための医療体制について議論を進めていくこととしてはどうか。

今後の予定

- 感染症部会のご意見も踏まえて、第一種及び第二種感染症指定医療機関の実情をより詳細に把握するためのアンケート調査を11月中に各都道府県を経由して発出する。
- 本年度末の感染症部会において、調査結果をとりまとめ、新たな指針（案）として、本部会にお諮りをすることを想定。

アンケートの主な項目イメージ

第一種感染症指定医療機関

「医療体制の変化」を踏まえた調査
- 専門的な知見を有する医師の配置
- 個別の背景を持つ患者に対する診療体制
- 行政との連携、地域の医療機関との連携
- 臨床研究　等

「求められる診療能力（高度医療の提供等）」に基づく調査
- 集中治療室における高度医療の提供
    - 看護師や臨床工学士の重点的な確保
    - 高度な治療設備（体外式人工心肺, 血液浄化療法）　等

「社会情勢の変化」等を踏まえた調査
- 陰圧制御に関する詳細な現状
- 「面会設備」（オンライン面会を含む）
- 病室の通信環境　等

「検査及び病原体（検体）管理」に関する調査
- 医療器材等の滅菌・再生処理や感染性廃棄物の消毒・滅菌
- 特定区域内での臨床検査
- 検体受け渡し、搬送　等

「人材確保及び教育訓練」に関する調査
- 感染症危機に対応する、BCP（病院全体の体制に関する計画）
- 感染症患者を受け入れる動線、経路
- 一類感染症患者の受け入れを想定した定期的な訓練　等

第二種感染症指定医療機関

「医療の進歩」及び**「医療体制の変化」**を踏まえた調査
- 専門的な知見を有する医師の配置
- 個別の背景を持つ患者に対する診療体制

「社会情勢の変化」等を踏まえた調査
- 陰圧制御に関する詳細な現状
- 「面会設備」（オンライン面会を含む）
- 病室の通信環境　等

「検査及び病原体（検体）管理」に関する調査
- 感染性廃棄物の消毒・滅菌に関する事項
- 特定区域内での臨床検査
- 検体受け渡し、搬送
- 医療器材等の滅菌・再生処理　等

「人材確保及び教育訓練」に関する調査
- 感染症危機に対応する、BCP（病院全体の体制に関する計画）
- 感染症患者を受け入れる動線、経路
- 二類感染症患者の受け入れを想定した定期的な訓練　等

調査概要（案）

【対象】都道府県（管内の医療機関についての回答を依頼）
【時期】令和8年11月中旬～12月中旬